

## 子ども虐待における保育所の役割

和知富士子  
(堺市役所)

[はじめに] 堺市において、ここ10年来特に保育所において虐待を疑われる子どもが増加してきており、また、学校や他の機関においても虐待ケースの増加が言わされている中でその対応が迫られており、子ども虐待の関係機関によるネットワーク会議の設立が急務となっていた。平成10年ころより保健福祉局児童福祉部児童家庭課、心理職(保育所巡回訪問指導員)を中心にその準備を行い、平成12年度秋、子ども虐待の関係機関によるネットワーク会議(堺市子ども虐待等連絡会議)を立ち上げることとなった。

子ども虐待は、生命の危険や障害を残す可能性があり、成長発達を阻害し、情緒発達を著しく傷つける。特に年齢の低い乳児・幼児については、一時の猶予が後の重大な事態を招きかねない。子どもは自分から援助を求められないため、子どもに関わる者が発見し、対応しなければならない。ネットワーク会議では発見から援助までの体系(発見のためのチェック項目、どこにどんな形で通報するのか、通報後はどの機関とどんな風に連携を行なうのか)を確立し、関係機関に周知されるよう研修を重ねてきたが、それだけでは徹底が難しいという事でネットワーク会議の中で直接子どもと関わる機関の職員向けのマニュアル「子どもを虐待から守るために支援」を作成する事となった。このマニュアルは全5部構成となっており、その1部(第4巻)が「保育所職員・幼稚園教職員のための虐待対応実務マニュアル」である。ここで、マニュアルの内容の1部を報告し、特に子ども虐待にとって保育所・幼稚園の果たす役割を明確にしたい。

### [保育所・幼稚園の責任と役割]

地域の中で、身近で専門的な子育て支援の場である保育所・幼稚園は、子ども虐待に対して重要な役割を担っている。ここでは、子ども虐待に至らないため、また、子ども虐待を発見したとき、保育所、幼稚園がどのように対処すればいいかについて、基本的な対応を整理している。子どもの人権を守る専門施設としての役割が果たせるように、虐待を見過ごすことなく、取り組むことが大切である。

#### (1) 虐待の予防的役割

問題が虐待にまでエスカレートしてしまうと、関係

機関の介入による家族環境の調整や子どもの心の修復等に高度な専門性と相当な時間、労力が必要となる。従って、虐待そのものの発生を未然に防ぐことはとても重要な課題である。保育所・幼稚園を利用することで、ア・親は、子どもと閉じこもった状況から解放され、育児負担が軽減される。一日の大半を子どもと離れ仕事等で自分の時間を持てることで子どもへの対応にゆとりが生まれ、愛情を持って関わることになる。イ・子育てについて様々な助言・情報等が受けられる。保育者よりその都度適切で具体的なアドバイスを得ることにより日常の育児不安の解消になる。ウ・送迎時に保育者や親同士が交流をもつことで人間関係に広がりが出来、孤独感が軽減される。上記の機能を活用するには、「入所・入園」という形態をとらなくても「園庭開放」や「一時的保育サービス」等がある。

#### (2) 早期発見

「児童虐待防止法」第5条には、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と定めている。保育所・幼稚園では『気になる子ども、気になる親、気になる雰囲気』に虐待が疑われる。虐待を疑うときは、虐待されている子どものサインに気付いたときである。虐待を自分で証明する必要はなく間違っていても罰せられない。気付いていながら放置すると、子どもたちは無意識に無力感を持ち、サインを出さなくなっていくので虐待を疑つたら、一人で抱え込まないで速やかに対応する事が大切である。

#### (3) 通告の義務

「児童虐待の防止法」第6条には、「児童虐待を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない」と明記されている。

また、「秘密漏洩罪の『守秘義務に関する法律の規定』」は、子ども虐待を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告の義務の遵守を妨げないとしている。すなわち、「地方公務員法」が定める公務員の守秘義務に関する規定よりも子ども虐待の通告義務が優先することを明確に規定しているのである。「児童虐待の防止法」第7条は誰が通告者であるかの秘密は守られることを明記している。通告を受けた児童相談所(堺市の場合は大阪府子ども家庭センター)や福祉事務所(堺市の場合は保健福祉総合センター)は、通告者についての情報を漏らしてはならない。秘密は守られるので、子どもを虐待から守るために安心して通告を行うことが大切である。

#### (4) 見守り(モニタリング)

保育所・幼稚園での見守り(モニタリング)とは、昼間の間親から子どもを離して危険を軽減することや、虐待が悪化したり、再発したりするのをいち早く発見すること等を言う。保育所・幼稚園での子ども虐待は、いろいろな状況のケースが想定される。まず①保育所や幼稚園で発見されるケースについては、新たな傷や状況の悪化についていち早く気付くことが必要である。②児童相談所、家庭児童相談室へ通告があったケースで、虐待の程度や内容から親子分離を図る程でもなく在宅指導が可能と判断されて福祉事務所を通じて保育所入所を勧められたケースについては、日常保育の中で新たな傷や放任がないかのチェックを行う必要がある。③虐待の程度が著しいため施設入所していてその後の家庭環境調整で家庭引き取りになって保育所・幼稚園への入所・入園になったケースの場合は(年度の途中で親に保育所入所を勧めることも多く、緊急一時保育を活用することがある)、再発の防止と発見に努めなければならない。④児童養護施設に隣接する幼稚園では、子ども虐待によって親子分離を図り、施設において生活を送っている子どもの入園ケースがある。この場合、幼稚園ではこれまでの虐待によって傷ついた子どもの心のサインに気付いて適切な対応を行う必要がある。虐待を受けている子どもは、激しい心理的負担を負っている。親との関係の中で構築されてきた対人関係をそのまま保育者にぶつけてくることも有り得、そのために保育者の気持ちを逆なでするようなことを行ったり、集団を混乱させたりすることもある。しかし、子ども虐待の場合は治療専門機関へつなげる事がとても困難だったり、適切な専門機関が少な

かつたりで、保育所・幼稚園にも日常の対応には心理治療的なものが求められている。専門的なアドバイスを受けながら保育を進めていく事が重要といえる。親に対しては、毎日の送迎時の声かけや、日常的に接触する担任保育者の受容的な態度は、親の情緒の安定にとって極めて大切で、安定した援助関係は結果として子どもの虐待防止にもつながる。保育者が親を責めたり、悪い点を指摘するのではなく、気長に受容的に対応することが、そのまま親が子どもに対応する時のモデルになる。

#### [関係機関ネットワークでの保育所の役割]

現在、子ども虐待に対する適切な対応のために各関係機関が連携して行動することが不可欠である。子ども虐待に関係している機関は多種多様であり、それぞれの持つ専門的な機能、果たすべき役割は異なり、子ども虐待は、福祉的、教育的、医療的、法的など様々な問題を含む現象で、各種分野の機関が必要に応じて適切に連携することが大切である。平成13年度「堺市子ども虐待等連絡会議」で行った実態調査において、虐待ケースとして関係機関が関わっている全246件中保育所のケースは93件(37.8%)で、虐待には至らないが気になるケース全512件中保育所が挙げて来たケースは231件(45.1%)であった。また、堺市においては児童相談所とともに子ども虐待の通報先であり地域で身近な相談機関として大きな役割を担っている家庭児童相談室の平成14年度子ども虐待相談件数全443件のうち保育所からの相談件数が86件(19.4%)、関係機関として連携を行なったケースが167件で発見から対応という流れの中で保育所の取り組みの認識が高いことが伺える。

#### [考察]

堺市の子ども虐待ケースでは、発見・通報が行われた後速やかに直接関わっている関係機関による個別のケースカンファレンスが開催されることになっている。それぞれの機関が情報の共有を行い、具体的な役割を確認する。命に關係するような緊急のケース以外は在宅での見守りとなりその数は通報ケースの80%を越えている。実態調査の中でも多く出された意見が、集団の中で行動化といわれる問題行動と保護者への対応の困難さである。今後は保育所での心理的側面も踏まえた対応プログラムを作成し、研修・トレーニングを重ねていくことと個別の対応についてはきめ細かいスーパーバイズ等が必要であろう。